



## 12月給与で年末調整

12月21日支給の給与で、所得税の「年末調整」が行われます。給与明細でご確認ください。

### ●「年末調整」とは？

毎月の給料から所得税が天引きされていますが、これは見込額を支払っています。正しい所得税額は、10月末に提出していただいた年末調整の書類で確定します。そこで、1年の終わり（年末）に「支払った税額」と「支払うべき税額」を比較し、過不足を調整します。

### ●「年末調整」はどこに記載されているの？

「所得税」の欄に記載されています。  
マイナスで表記されている方は、所得税が返金されるということです。マイナスではなくても、毎月の所得税額よりも金額が少ない方は「還付（払いすぎた所得税が返ってくる）」です。逆に、毎月の所得税額よりも多い方は「追徴（不足分の所得税を追加で支払う）」です。

年末調整は終了しましたので、申告漏れや状況が変わった方は、「確定申告」をしてください。また、年末調整では出来ない控除もあり、確定申告をすれば所得税が戻ってくる場合があります。

医療控除・・・本人だけでなく、生計を1つにする家族全員の医療費が合わせて10万円を超える場合。ただし、共済組合や互助会からの給付金や保険金等で補てんされる額を除く。  
寄付控除・・・国や地方公共団体など特定の団体に寄付をした場合。ふるさと納税など。

他にも様々な控除があります。詳しくは、国税庁のWebページをご覧ください。



## 平成30年度給与改定

人事委員会の勧告を受けて、12月の県議会で給与条例が改定される予定です。予定どおり給与改定が行われると、4月にさかのぼって給料表とボーナスの支給率が改定され、差額が支給されます。

- 1 各給料表の改定
- 2 新給料表への切替え
- 3 諸手当の改定

平成30年4月1日実施

### (1) 宿日直手当

区 分	現行	改訂後
通常の宿日直勤務	4,200円	4,400円
特殊な業務を主とする宿日直勤務	7,200円	7,400円



### (2) 期末・勤勉手当 \* ( ) は再任用職員

支給期等		現行(月分)	30年度(月分)	31年度(月分)
6月	期末	1,225 (0.65)	1,225 (0.65)	1.3 (0.725)
	勤勉	0.85 (0.4)	0.9 (0.425)	0.9 (0.425)
12月	期末	1,375 (0.8)	1,375 (0.8)	1.3 (0.725)
	勤勉	0.85 (0.4)	0.9 (0.425)	0.9 (0.425)
期末手当計		2.6 (1.45)	2.6 (1.45)	2.6 (1.45)
勤勉手当計		1.7 (0.8)	1.8 (0.85)	1.8 (0.85)
合 計		4.3 (2.25)	4.4 (2.3)	4.4 (2.3)

### 4 国家公務員との均衡を考慮した給料水準の見直し(平成31年4月1日実施)